

始良市農業委員会総会議事録（１月）

1. 開催日時 平成31年1月31日（木） 午後1時30分～4時26分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	松元 信道	1 1 番	内村 洋昭
2 番	森 洋一	1 2 番	西 泰行
3 番	岩元 律子	1 3 番	堂前 澄男
4 番	野元 幸雄	1 4 番	今村 逸子
5 番	夏田 恒	1 5 番	内飩 達也
6 番	今西 馨	1 6 番	松尾 博好
7 番	本村 正一	1 7 番	—
8 番	坂元 廣幸	1 8 番	市蘭 由美子
9 番	小長野 誠	1 9 番	米迫 慎二
1 0 番	川島 兼次		

欠席委員なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1 番	池端 隆志	7 番	白尾 親昭
2 番	新屋敷 幸一	8 番	牧野田 隆平
3 番	中村 政芳	9 番	大重 孝司
4 番	柳迫 勝美	1 0 番	上福元 克己
5 番	犬童 博子	1 1 番	松元 健一
6 番	宇都 和義	1 2 番	湯脇 博信

欠席委員なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7 号 非農地証明願について

- | | | | |
|-----|-----|------|-----------------------|
| 10. | 議案第 | 8 号 | 農地あっせん申出（貸付 希望）について |
| 11. | 議案第 | 9 号 | 農地あっせん申出（借受 希望）について |
| 12. | 議案第 | 10 号 | 農地の利用状況調査に係る非農地決定について |
| 13. | | | 農地あっせんの経過報告 |
| 14. | | | 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告 |
| 15. | | | その他 |

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼振興係長
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（平成31年1月） （大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔1. 総会の通告〕
議 長	ただいまから、平成30年度 第10回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は <u>18名中、18名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 ————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。 ————— 日程第1 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、9番委員、10番委員にお願いいたします。 ————— 日程第2 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼振興係長 と ○○農地係長 を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了ま

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長	での間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 3 2 番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は 1 ページでございます。 こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。 農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 1 月 3 1 日、契約の始期が 2 月 1 日をそれぞれ予定いたしております。 契約年数につきましては、1 年間が 1 件、2 年間が 1 件、3 年間が 6 件、5 年間が 2 2 件、1 0 年間が 3 件で、合計 3 3 件 となっております。 面積につきましては、合計で 8 2, 0 8 9 m² となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 7 ページにございますので、ご確認頂きたいと思います。 なお、総会資料の 7 ページ 3 3 番が 9 番委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。 それでは、1 番から 3 2 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の 1 番から 3 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
--	--

	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の1番から32番については、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第1号 33番については、議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し採決いたします。 33番の関係者、9番委員の退席をお願いします。
	委 員	（9番委員退席）
議 長		次の、33番について事務局の説明を求めます。
	事務局	33番ですが、借人が9番委員。貸人〇〇農業協同組合。 土地の所在が、始良市木津志字新入塚〇〇番〇ほか7筆、面積のほう が、合計で17,698㎡です。契約期間につきましては、5年間とな っております。 以上です。
議 長		それでは、議案第1号 33番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第1号 33番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号 33番については原案のとおり決定いたしました。 9番委員は着席してください。
	委 員	（9番委員着席）
		————— 議案第2号 —————
議 長		次に、日程第4 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決

議 長	定についてご説明いたします。総会資料は、8 ページでございます。申請件数につきましては、3 件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1 ページから3 ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。 それでは、1 番につきまして説明いたします。 譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人 蒲生町米丸在住の〇〇の売買による所有権移転です。 申請地の所在は、蒲生町米丸字湯川原〇〇番〇 田 1, 9 9 0 m²です。 以上で1 番の説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、1 0 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1 0 番推進委員です。 平成3 1 年1 月1 7 日、譲受人の〇〇宅を訪問しまして、聞き取り調査を行いました。譲受人の労働力なんですけれども、本人が一時、労働力が一人になっていました。牛の世話なんか、母親が手伝いをされていたらしいです。また忙しい時は雇用されているようで、また兄弟も手伝いされているようでございます。機械については、トラクター、コンバイン、ここ最近買しまして、水稻の方にも、力を入れているようであります。北東に植えているところは荒れているんですが、今後わたしの方からいろいろと指導していきたいと思っています。なお申請地については、以前から自分で作っていらっやって、問題はないようです。 以上のことから、当申請は、農地法第3 条第2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次の、2 番について事務局の説明を求めます。 それでは、2 番につきましてご説明いたします。 譲受人 蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。 申請地の所在は、蒲生町下久徳字森木田〇〇番 田、〇〇番 田 の計2 筆、合計面積が1, 0 4 0 m²です。 以上で2 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 1 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1 1 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。

議 長 事務局 議 長 委 員	平成31年1月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取り調査をしました。譲受人〇〇は、蒲生町下久徳にて農業の傍ら、地鶏の刺身店を経営されておられます。主な農産物は専ら水稻で2,786㎡、所有権移転後は3,826㎡となるようです。該当地は昨年まで耕作されていた田で、耕運等には、何ら問題はありません。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、耕運機1台を所有されています。労働力は、本人と奥さんの2人ですが、農繁期には娘夫婦の協力をもらっているとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。 次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきましてご説明いたします。 譲受人 鍋倉在住の〇〇。譲渡人 同じく鍋倉在住の〇〇の売買による所有権移転です。 申請地の所在は、鍋倉字前平〇〇番〇、田 759㎡です。 以上で3番の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。3番推進委員です。それでは、調査の報告をいたします。 平成31年1月24日、譲受人宅をば訪問し、聞き取りを行い、申請地をば調査いたしました。申請地につきましては、譲受人宅北側の隣地しうるところで、入口の道路もなく袋地で、以前は人材シルバーセンターに依頼して、年1回は草払いをし5、6万円の管理料をば支払っていらっしやたような状況でございます。まあそういう自己管理に努めてきていらっしやったんですが、12年前より耕作放棄地となり、南側には、譲受人の何千万と入っている倉庫があるというようなこつです。ね、非常にタバコの吸い殻など投げ捨てたら危ないじゃないか、危険性があるということで、譲受人が購入しなければ他に買う人がいないとまあ思いました。それから、譲受人の経営状況につきましては、自作地3,249㎡、借入地が69,578㎡で、約72,827㎡で、奥様と二人で耕作され、取得後は73,586㎡の面積となり、作付け作物は水稻一本となるようなことでございます。機械等につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、フォークリフト1台、2トントラック1台、乾燥機、軽トラック1台を所有し、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
---	--

議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。
————— 議案第3号 —————	
議 長	次に、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号 農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。今月は2件でございました。 まず、1番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人ですが、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在が、脇元字西溝原〇〇番〇、地目 畑、地積 51㎡。当初の転用目的は車庫でございまして、平成30年8月7日付けで、許可がございました。変更後は申請人と、土地の所在地は同一でございしますが、転用目的は、庭園となっております。理由は、当初は申請地に車庫を建築するつもりでしたが、市道により車庫をセットバックしなければならなくなり、隣接宅地の庭に車庫を建築しました。結果として、車の転回所が必要となり、申請地を庭として利用しようとするものです。あと、議案の第4号の2番と関連がございますので、後でご覧ください。 以上です。
議 長	ただいまの事務局説明に関連して、5番委員に、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい。5番委員です。 立地基準、農地区分ですけれども、第3種農地で問題はございません。申請地の位置でございますけれども、重富温泉から東へ約150mの位置でございます。被害防除現況は、東が畑、西が宅地、南も宅地、北が市道でございます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実でございます。条件、特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見でございます。 終わります。
議長 事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 それでは、2番についてご説明申し上げます。 変更前でございますが、申請人が2人ありまして、まず始良市宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇の分が、土地の所在が、西餅田字上長迫〇〇番〇 田 98㎡、平成29年2月6日付けの許可でございます。同じく、上長迫〇〇番〇 田 181㎡、同じく平成29年2月6日付けの許可でございます。それから同字上長迫〇〇番〇 田 324㎡、こちらは平成29年の1月10日付けの許可でございます。それと同じく〇〇番〇 田 295㎡、これは同じく平成29年の1月10日付けの許可でございます。それから同字上長迫〇〇番〇 田 251㎡、平成29年の3月6日付けの許可です。それと同字〇〇番〇 田 114㎡、平成29年の3月6日付けの許可です。それから同字上長迫〇〇番〇 田 900㎡、平成28年1月26日付けの許可です。それから同字〇〇番〇 田 153㎡、これも平成28年1月26日付けの許可でございます。それと始良市西餅田在住の〇〇分の土地の所在は、西餅田字上長迫〇〇番〇 田 652㎡、ここは、転用許可が駐車場でございました。平成28年の3月25日付けの許可です。それと同字〇〇番〇 田 395㎡で、これも前の地番の平成28年1月26日付けの許可です。そういうことでございまして、変更前の許可分が全部で5件になります。それから変更後でございますが、申請人は、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇でございまして、土地の所在が、西餅田字上長迫〇〇番〇 それからですね、あと8筆分ですね。〇〇番〇までが、面積が同一でございまして、〇〇さんの〇〇番〇 田が652㎡の内150㎡、それから〇〇番〇 田が 395㎡のうち58㎡の分を、〇〇株式会社の店舗として、店舗1棟979.05㎡で変更したいということになります。変更後の面積は、合計10筆の2,524㎡となります。理由でございますが、当初は宅地分譲と駐車場として計画していたが、事業継承者、〇〇株式会社でございますが、始良市内に販売店舗が無いと、申請地に進出し、経営を強化しようとする強い要望があり、それに応えるため、事業目的変更が必要になったということでございます。あと、それから、議案第5号の10番と関連がございますので、後でご確

	認ください。 以上です。
議 長	ただいまの事務局説明に関連して、5番委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての10番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。5番委員です。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置といたしまして、始良小学校から南東へ約200mの位置でございます。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が国道、南が田、北が宅地でございます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実でございます。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見でございます。終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番から2番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
議 長	————— 議案第4号 ————— 次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は、2件でございました。 まず、1番でございます。 申請人は、加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字河内山〇〇番 田、面積が1,893㎡です。農地区分は、土地改

議 長	良事業の施行もなく、農地の広がり2ヘクタール未満の区域にありますので、第2種農地と判断されます。転用目的は山林です。申請理由は、申請地は耕作不便、又はイノシシと鹿による農作物の被害もある為、杉を植え山林としたいということです。資金は自己資金で対応し、改良区等はありません。被害防除計画書の添付がございます。 以上です。 ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。8番推進委員です。報告いたします。 立地基準、農地区分は第2種農地ですが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置ですが、上嶽公民館から北に600mの位置にあります。被害防除の現況が、東が山林、西は水路、南が山林、北が原野です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。 それでは、2番について、ご説明申し上げます。 申請人は鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は脇元字西溝原〇〇番〇畑、51㎡。農地区分は都市計画の用途が準住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。転用目的は庭園、申請理由は、住宅の庭及び車庫入れ時の方向転換スペースとして利用するという事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は、区域外のため不要でございます。被害防除計画書の添付もでございます。〇〇番 宅地411㎡、〇〇番〇 宅地 27.09㎡と一体利用ということで、全事業面積は489.09㎡となります。あと、議案第3号の1番と関連がございます。 以上です。
議 長	この案件については、議案第3号1番で、5番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」

議 長	それではお諮りいたします。 議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定の１番から２番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定の１番から２番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。
議 長	————— 議案第５号 ————— 次に、日程第７ 議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についてを、議題に供します。 １２番を除く、１番から１５番について説明をお願いします。 まずは、１番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は１５件ありまして、取り下げが１件ございましたので、１４件でございます。 まず１番について、ご説明申し上げます。譲受人は鹿児島市真砂本町在住の〇〇、譲渡人は始良市西餅田在住の〇〇で、土地の所在が西餅田字百田〇〇番〇、田、２５１㎡です。県内の所有権移転です。農地区分は都市計画の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されておりますので、第３種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、１棟の１０８．５０㎡です。申請理由は、始良市へ転居を予定しているためということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。被害防除計画書の添付がございます。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、６番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。６番委員でございます。１月の２４日調査いたしました。農地区分としましては、農地区分は第３種農地であり、問題はないということです。申請地の位置でございますけど、県立始良高等技術専門学校から東に３０ｍのところでございます。被害防除ですが、東に田、西に市道、南に田、北に宅地というふうになっております。実現性についてですが自己資金の証明もあり確実であるということです。条件、特記、特にないということございまして、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、

議 長	許可意見でございます。 以上です。
事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 次、2番について、ご説明申し上げます。 譲受人は始良市宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇、譲渡人は始良市加治木町木田在住の〇〇他5名でございます。土地の所在は加治木町木田字赤坂〇〇番〇、田、1229㎡、県内の所有権移転でございます。農地区分は、都市計画区域内の区分が近隣商業地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成、申請理由は、申請地を取得して、宅地造成一筆分譲として利用するためということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。あと被害防除計画書の添付がございます。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 8番委員です。報告いたします。申請地の位置でございますが、コスモス加治木店から北に約150mのところでございます。造成工法が盛土の1.5、土留工法がL型の擁壁で1.5mでございます。被害防除といたしまして現況は、東が畑、西が市道、南が市道、北は竹林でございます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実でございます。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上です。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは3番について、ご説明申し上げます。 譲受人は霧島市横川町在住の〇〇。譲渡人は始良市松原町在住の〇〇。土地の所在は松原町二丁目〇〇番〇、畑、278㎡。県内の所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されていますので、第三種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅、1棟の建築面積が112.08㎡です。申請理由は、現在借家住まいの為、申請地を取得し、一般住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要となります。あと被害防除計画書の添付がございます。 以上です。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2 番推進委員です。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置であります。松原なぎさ小学校から北へ約150mの位置であります。被害防除の現況ですが、東が畑、西が宅地、南が市道、北が畑であります。申請実現の確実性でありますけども、融資証明もあり、確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長 事務局	次の、4 番について事務局の説明を求めます。 4 番について、ご説明申し上げます。 譲受人は鹿児島市伊敷在住の〇〇。譲渡人は始良市松原町在住の〇〇。土地の所在は松原町二丁目〇〇番〇、畑、面積は278㎡。県内の所有権移転になります。農地区分は、都市計画の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されていますので、第三種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅、1 棟の建築面積が114.99㎡。申請理由は、現在借家住まいの為、申請地を取得し、一般住宅を建築するということです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため、不要でございます。被害防除計画書の添付がございます。 以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2 番推進委員です。報告いたします。 農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北へ約150mの位置にあります。被害防除の現況といたしまして、東が市道、西が畑、南が市道、北が宅地であります。申請実現の確実性であります。融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。 終わります。
議 長 事務局	次の、5 番について事務局の説明を求めます。 5 番について、ご説明申し上げます。

議 長	譲受人は始良市西宮島町の〇〇株式会社 代表取締役〇〇でございます。譲渡人は鹿児島市西伊敷在住の〇〇。土地の所在が西宮島町〇〇番〇、地目 畑、面積 246㎡です。県内の所有権移転でございます。農地区分は、都市計画の用途が近隣商業地域に指定されており、第三種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地分譲2区画を計画してますということです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外で不要でございます。あと被害防除計画書の添付がございます。 以上です。 ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6番委員です。 農地区分は第三種農地で特に問題はございません。それから申請地の位置でございますけど、山形屋始良店から北西へ50mの位置のところでございます。それから被害防除でございますけど、現状としましては、東が市道、西が宅地、南が市道、北が畑ということでございまして、実現性に関しては、融資証明があり、確実であるということです。条件は特にございません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 終わります。
議 長	次の、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	6番について、ご説明申し上げます。 譲受人は霧島市隼人町の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は佐賀県佐賀市在住の〇〇他1名でございます。土地の所在は加治木町木田字一丁田〇〇番、地目 田、面積 1137㎡。県外の所有権移転でございます。農地区分は、都市計画の用途が近隣商業地域に指定されているため、第三種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地分譲8区画を計画しているということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。被害防除計画書の添付がございます。あと、隣接地〇〇番〇、宅地、1089.58㎡、及び、〇〇番〇の一部、宅地、4.61㎡と一体利用ということで、全事業面積は2231.19㎡となります。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	5番推進委員が、報告いたします。

	農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、錦江小学校から西に約400mの位置。工法は盛土で0.9から1.2m。L字擁壁で0.9から1.2m。被害防除の現状です。東は竹林、西は市道、南は宅地、北は宅地。申請実現の確実性としまして、自己資金の証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地の調査委員としましては、許可の意見であります。 以上です。
議 長 事務局	次の、7番について事務局の説明を求めます それでは7番について、ご説明申し上げます。 譲受人は霧島市溝辺町の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は始良市加治木町木田在住の〇〇他1名でございます。土地の所在は加治木町木田字中塩入〇〇番〇、田、847㎡です。あともう1筆が同字〇〇番、田、905㎡、合計2筆の1,752㎡となります。県内の所有権移転でございます。農地区分は、都市計画の用途が準住居地域に指定されておりますので、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地分譲9区画を計画しているということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。被害防除計画書の添付がございます。あと、隣接地〇〇番〇、宅地、432.75㎡と一体利用ということで、全事業面積は2184.75㎡となります。 以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5番推進委員です。 農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、龍桜高等学校から西に約200mの位置。工法としましては盛土を0.8から1m、L字擁壁を0.8から1mです。被害防除の現況としましては、東が田、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見の意見であります。 以上です。
議 長 事務局	次の、8番について事務局の説明を求めます 次の8番について、ご説明申し上げます。 譲受人が、鹿児島市宇宿の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人が合

	計4名おりました2件でございます。まず始良市加治木町木田在住の〇〇他2名の分が、土地の所在が加治木町木田字岩下〇〇番〇、田、12㎡と、同字〇〇番〇、田、1,492㎡の合計2筆の1,504㎡となります。それから、あと始良市平松在住の〇〇の分が、土地の所在が加治木町木田字岩下〇〇番〇、田、1,139㎡と3筆合計の田の2,643㎡となります。県内の所有権移転になります。農地区分は、都市計画の用途が準住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地分譲10区画を計画しているとのことで、自己資金で対応し、あと土地改良区の意見書の添付がございます。あと被害防除計画書の添付がございます。 以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5番推進委員です。 農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、弥勒交差点から南へ約400mの位置です。工法は盛土が1mから1.2m、L字擁壁を1mから1.2m。被害防除の現状といたしまして、東が田、西が市道、南が宅地と田、北が宅地。申請実現の確実性としましては、自己資金の証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地の調査委員としましては、許可の意見であります。 以上です。
議 長 事務局	次の、9番について事務局の説明を求めます。 それでは、9番について、ご説明申し上げます。 譲受人は平松の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は合計13人いまして9件になります。まず始良市西餅田の在住の〇〇の分が、土地の所在が西餅田字内雨乞〇〇番〇、田、1,209㎡、同字〇〇番〇、田、6.61㎡合計2筆の1,215.61㎡で、県内の所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されておりますので、第3種農地と判断されます。それから、次の始良市西餅田在住の〇〇の分が、土地の所在が西餅田字内雨乞〇〇番〇、田の1,454㎡、続きまして、大阪府豊中市在住の〇〇の分が、土地の所在が西餅田字内雨乞〇〇番〇、田、765㎡、あと、次の霧島市溝辺町有川在住の〇〇他2名の分が、西餅田字内雨乞〇〇番〇、田、400㎡、次ページの15ページの始良市西餅田在住の〇〇分が、西餅田字内雨乞〇〇番〇、田、747㎡、次が同じく西餅田在住の〇〇の分が、西餅田字内雨乞〇〇番〇、田、304㎡、次が日置市東市来在住の〇〇他2名の分が、西餅田字内雨乞〇〇番〇、田、1,097㎡、それから始

	良市平松〇〇の分が、同字内雨乞〇〇番〇、田、542㎡、それと〇〇番〇、554㎡の合計2筆の1,096㎡、それと最後に、西餅田在住の〇〇の分が、西餅田字内雨乞〇〇番〇、田、799㎡のうちの503㎡になりまして、合計がですね田の11筆の、7,581.61㎡となります。転用目的は、宅地造成でございまして、申請理由は、事業継続のため、宅地分譲25区画を計画しますとなっております。資金は融資での対応し、土地改良区等につきましては、区域外のため不要となっております。あと被害防除計画書の添付がございまして。それと、隣接地〇〇番〇、42㎡と、〇〇番〇、56㎡と、〇〇番〇、52㎡と、あと〇〇番〇、9.91㎡と一体利用ということで、全事業面積は7741.52㎡となります。 転用面積が、7,581.61㎡でございまして、30アールを超えますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件になります。あと都市計画区域内で3,000㎡を超えますので、都市開発事案となります。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6番委員です。 農地区分は第3種農地で問題はございません。申請地の位置でございますけど、クオラ病院から北へ100mのところですよ。それから被害防除でございまして、現況としましては、東が宅地と市道、西が宅地、田と、それから南が畑と宅地、それから北側が宅地となっております。それから実現の確実性ですけども、融資証明もあり、確実であるということです。それから特記事項は特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見でございまして。 終わります。
議 長	次の、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番について、ご説明申し上げます。 借人は鹿児島市東郡元町の〇〇株式会社代表取締役〇〇。貸人は2件ございまして、始良市宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇の分は、土地の所在が西餅田字上長迫〇〇番〇 田 98㎡、同字〇〇番〇 田 181㎡、同字〇〇番〇 田 324㎡、同字〇〇番〇 田 295㎡、同字〇〇番〇 田 251㎡、同字〇〇番〇 田 114㎡、同字〇〇番〇 田 900㎡、同字〇〇番〇 田 153㎡、合計8筆の2,316㎡です。それと始良市西餅田在住の〇〇の分が、土地の所在

	が、西餅田字上長迫〇〇番〇 田 652㎡のうち150㎡、同字〇〇番〇 田 395㎡のうち58㎡合計2筆の208㎡。全転用面積が合計10筆の田の2,524㎡となっています。あと県内の賃借権の設定でございます。農地区分は、都市計画の用途が近隣商業地域に指定されておりますので、第3種農地と判断されます。転用目的は、店舗1棟、979.05㎡で、申請理由は、申請地を借り受け、店舗用地として利用するためということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要となります。あと被害防除計画書の添付がございます。 あと、隣接宅地〇〇番〇、226.35㎡、〇〇番〇、216.31㎡、用悪水路〇〇番〇、面積4.36㎡、〇〇番〇、8.63㎡と一体利用し、全事業面積が2,975.65㎡となります。 それとあと、議案の第3号の2番と関連がございますので、ご覧になってください。 以上です。
議 長	本案件については、議案第3号2番で、5番委員から報告済みでありますので補足説明については、省略いたします。 次の、11番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、11番について、ご説明申し上げます。 譲受人は鹿児島市下荒田の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は滋賀県湖南市在住の〇〇。土地の所在が蒲生町漆字四反田〇〇番、田、3,151㎡、県外の所有権移転です。農地区分は、土地改良事業等の施行もなく、あと農地の広がり10ヘクタール未満の土地であるため、第2種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、太陽光施設に最適な場所であるためということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書等は区域外のため不要でございます。あと被害防除計画書の添付がございます。 あと、面積が3,151㎡と30アールを超えますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。12番推進委員が、説明いたします。 農地区分は第2種農地でありますけれども、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置でございますが、漆高峰橋から西へ約50mの位置でございます。被害防除現況ですが、西が市道、東、南、北ともに休耕田でございます。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実でございます。条件及び特記事項はございませ

議 長	ん。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上です。
事務局	次の、１２番については、冒頭申し上げましたとおり、取り下げとなりました。１３番について事務局の説明を求めます。 １３番について、ご説明申し上げます。 譲受人は霧島市国分の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は東京都東村山市在住の〇〇。土地の所在は西餅田字室前〇〇番〇 田 ２４２㎡と同字〇〇番〇 田 ４０２㎡の合計２筆の６４４㎡です。県外の所有権移転でございます。農地区分は、都市計画の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されてますので、第３種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、当地を宅地分譲４区画の計画にいたるでありまして、資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、７番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委員 はい。７番委員が、調査報告をいたします。 農地区分は３種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、県立始良高等技術専門学校から北に１５０ｍの位置です。造成工法としましては、盛土が０．３ｍでございます。被害防除現況ですが、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が市道です。実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実でございます。条件及び特記事項、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上報告いたします。
議 長	次の、１４番について事務局の説明を求めます。 事務局 次の１４番について、ご説明申し上げます。 譲受人は福岡県福岡市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は広島県在住の〇〇。土地の所在は東餅田字北五反畑〇〇番〇 畑、面積は１，００３㎡のうち９５９㎡。県外の所有権移転でございます。農地区分が、都市計画の用途が近隣商業地域に指定されているため、第３種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地分譲４区画の計画をしますということです。資金は自己資金で対応し、土地

議 長	改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付が ございます。 以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明を お願いします。 8番委員です。報告いたします。 農地区分は第3種農地で問題ございません。申請地の位置は、始良コ スモス店から東に約150mのところでございます。被害防除の現況と いたしまして、東がJRの線路、西が道路、南が畑、北が宅地と畑でご ざいます。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実でございま す。条件及び特記事項は特にございません。総合意見といたしまして、 転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員と しましては、許可意見でございます。 以上です。
議 長	次の、15番について事務局の説明を求めます。 15番について、ご説明申し上げます。 譲受人は鹿児島市下荒田の有限会社〇〇取締役〇〇。譲渡人は鹿児島 市小松原の〇〇。土地の所在は脇元字西溝原〇〇番〇、畑、205㎡。 県内の所有権移転でございます。農地区分は、都市計画の用途が準住居 地域に指定されておりますので、第3種農地と判断されます。転用目的 は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得し、宅地造成1区画を行 って注文住宅を販売するということです。資金は自己資金で対応し、土 地改良区等の意見書は区域外のため不要となります。被害防除計画書の 添付がございました。 隣接地〇〇番〇、宅地、84.71㎡と一体利用ということで、全事 業面積は289.71㎡となります。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明を お願いします。 はい。5番委員です。 農地区分は第3種農地で、問題はございません。申請地の位置でござ いますけれども、重富温泉から東へ約150mの位置でございます。被 害防除現況といたしまして、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が市道で ございます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、 確実である。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまし て、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委

議 長 委 員	員といたしましては、許可意見でございます。 終わります。 調査員の皆さん、ご苦勞様でした。 これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請処分決定の12番を除く、1番から15番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長 委 員	それではお諮りいたします。 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請処分決定の12番を除く、1番から15番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請処分決定の12番を除く、1番から15番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。 ————— 議案第6号 —————
議 長 事務局	次に、日程第8 議案第6号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第6号農地の利用目的変更願についてご説明申し上げます。今月は2件でございました。 1番、申請人 蒲生町下久徳在住の〇〇。所有者も同一でございます。土地の所在は蒲生町下久徳字一丁畠〇〇番 田 800㎡、同字〇〇番 田 1,006㎡の合計2筆の、面積の合計が1,806㎡となります。農地区分は、土地改良事業等の補助事業もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の、第2種農地となります。変更後の使用目的は、盛土をして田というようなこととなります。申請理由は盛土し周囲の農地と同じ高さにして効率よく農地を利用したいということでございます。被害防除計画書の添付がございます。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足

委員	説明をお願いします。 はい。11番推進委員です。 申請の件は、我々の土地改良区で、大字都池、これ、用水ため池なんです。現在、浚渫ほか工事を、県営中山間中期総合整備事業で施行中です。これの浚渫土の捨て場になるところです。県のほうから捨て場を探してくれという依頼がございまして、2カ所探しました。そのうちの1カ所です。この件はですね。約4千立方メートルの残土捨て場となります。農地区分は第2種農地で、問題ありません。申請地の位置、県立蒲生高等学校から北に50mの位置です。造成工法 盛土の4m、土留工法が土羽芝張の4m、被害防除の現況ですが、東が河川、西が田、南が宅地と畑、北が田。申請実現の確実性、県の補助事業であるため、確実であります。条件及び特記事項、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上です。
議長 事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 それでは2番について、ご説明申し上げます。 申請人は蒲生町下久徳在住の〇〇。所有者も同一でございます。土地の所在は蒲生町下久徳字下川原〇〇 田 644㎡です。農地区分は、土地改良事業等はありませんが、農地の広がり10ヘクタール未満でありますので、第1種農地となります。変更後の使用目的は、盛土をして畑、申請理由は、盛土し周囲の農地と同じ高さにして効率よく農地を利用したいということです。被害防除計画書の添付がございます。 以上です。
議長 委員	ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。11番推進委員です。 先ほどの池の浚渫土の捨て場になります。これは約4百立方メートルの捨て場になります。盛土して、田から畑の利用ということになります。農地区分は第1種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、県立蒲生高等学校から南東に約250m。造成工法 盛土1m、土留工法が土羽張芝の直高1mです。被害防除現況、東が原野、西が農道、南が田、北が雑種地。申請実現の確実性、先ほどと一緒なんです。県補助事業であるため、確実であります。条件及び特記事項は特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上です。
議長	これより、議案第6号1番から2番について質疑に入ります。質疑の

		ある方は挙手をお願いします。
	委 員	[挙手]
議 長		5 番委員
	委 員	ちょっと伺いますけれども、盛土をして、田から畑となりますけれども、盛土をして田から田になればですね、水の関係はどうなるんですか。水が入ると思うんですが、1 番は田から田ですよ。水は全然問題ないんですか。4 m もあれば、水の関係はどうなるかと思って、質問しました。
議 長		1 1 番推進委員
	委 員	はい。用水の関係で質問があったわけなんですけど、事前にですね、側溝の現在あった側溝を、敷設替えをして、その位置には用水がかかるようにしています。この盛土部分というのが、非常にこう谷底になって、その一部分だけなもんですから、側溝を移設して、用水には影響ないようにしています。 以上です。
議 長		ほかに、ございませんか。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第 6 号 農地の利用目的変更願についての 1 番から 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第 6 号 農地の利用目的変更願についての 1 番から 2 番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 議案第 7 号 —————
議 長		次に、日程第 9 議案第 7 号、非農地証明願についてを議題に供します。1 番から 5 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 7 号非農地証明願についてご説明申し上げます。今月は 5 件ありました。

議 長 委 員	まず1番。申請人は始良市加治木町仮屋町在住の〇〇。所有者は登記名義が亡〇〇となっておりまして、亡き父の分になるということでございます。土地の表示が加治木町反土字田中〇〇番〇 田 301㎡です。農地区分は、都市計画の用途が、準住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和52年ということです。現況は宅地でございます、昭和52年に自宅を建築したが、地目変更をしていなかったためということです。 以上です。 ただいまの説明に関連して、8番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。8番委員です。報告いたします。 申請地の位置は、加治木総合支所から北西に約150mのところでございます。現況は申請のとおり、宅地になってから約42年ほど経っていると認められます。周囲の状況及び非農地とすることで生ずる影響、周囲の現況でございますが、東が宅地と畑、西が宅地、南 宅地、北も宅地でございます。非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となって42年経っているのも、やむを得ないものと認められます。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、現地調査委員としましては、承認意見でございます。 以上です。
議 長 事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 2番について、ご説明申し上げます。 申請人は東京都の東村山市在住の〇〇。所有者も同一でございます。土地の表示が、西餅田字室前〇〇番〇 田 327㎡です。農地区分は、都市計画の用途に入っておりまして、第一種中高層住居専用地域に指定されておりまして、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和47年2月15日ということで、現況は宅地でございます。父が一般住宅を建築していたためということです。 以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番推進委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2番推進委員です。報告いたします。 農地区分は第3種農地であります。申請地の位置は、県立始良技術専門学校から北東に約150mの位置にあります。現況は申請のとおり、宅地となってから約47年程度経っていると認められる。周囲の状況及び非農地とすることが、生ずる影響、周囲の現況として、東が市道、西が

議 長	宅地、南が宅地、北が市道。非農地として認定するやむを得ない理由として、すでに宅地となって４７年が経過し、家も建っており、やむを得ないと認める。条件及び特記事項は特にありません。総合意見として、現地調査委員としては、承認意見であります。 終わります。
事務局	次の、３番について事務局の説明を求めます。 ３番について、ご説明申し上げます。 申請人は愛知県犬山市在住の〇〇。所有者も同一でございます。土地の表示は西餅田字瀬戸原〇〇番〇、畑、面積が０．２９㎡です。農地区分は、都市計画の用途が、近隣商業地域に指定されておりまして、第３種農地と判断されます。変更年月日は平成１９年９月ということで、現況は宅地です。始良市の道路拡張工事業に伴い、畑として残った土地が僅かになってしまい、耕作不能となった為ということです。 あと補足でご説明申し上げますが、宅地の中の入り口部分ですね、入口の部分で、現在、生コン舗装が平成１９年９月されておりまして、ここが０．２９㎡となっているのは、始良市の道路拡張工事によりまして平成１４年４月４日付けで、残地となり、５５㎡から分筆されまして０．２９㎡角地が残ったということでございます。あとは、また現地調査委員のほうから説明があると思いますので、以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、６番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。６番委員です。 今、執行部の方から説明がありましたように、農地区分は第３種農地でございまして、申請地の位置が、山形屋始良店から北西に１５０ｍの位置のところでございます。現況の位置でございますけども、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地ということで、非農地と認定するやむを得ない理由としましては、先程のはなしのとおり、既に１２年経っておって、市の道路の脇に０．２９、座布団の１枚位の隅っこに残ったということで、これは、もう既にコンクリートされてますけども、現状としましては、耕作をできるような状態ではないので、やむを得ないものと認めます。特記事項は特にございません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認の意見でございます。 終わります。
議 長	次の、４番について事務局の説明を求めます。 ４番について、ご説明申し上げます。 申請人は宮崎県東諸県郡国富町在住の〇〇。所有者も同一でございます。

議 長	す。土地の表示は船津字外園〇〇番〇、畑、340㎡です。農地区分は、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ヘクタール未満になりますので、第2種農地と判断されます。変更年月日は建物登記をされてませんので、はっきりとした年月日がわかりませんが、昭和50年頃ということです。現況は宅地でございます。地目変更登記を怠ったためということです。 以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、7番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。7番委員が調査報告いたします。 農地区分ですけど、第2種農地でございます。申請地の位置は、船津温泉から南に20mの位置です。周囲の状況ですが、現況、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地と市道となっております。非農地として認定するやむを得ない理由としましては、宅地となってもう50年程度経過しているので、やむを得ないと認められます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見でございます。 以上報告いたします。
議 長	次の、5番について事務局の説明を求めます。 5番について、ご説明申し上げます。 申請人は始良市平松在住の〇〇。所有者も同一でございます。土地の表示は脇元字宮田〇〇番〇、田、面積が129㎡です。農地区分は、都市計画の用途が近隣商業地域に指定されているため、第3種農地と判断されます。変更年月日は平成6年の10月1日ということで、現況は駐車場となっております。始良バイパス建設に伴い、耕作に支障をきたす状態になった為、埋め立てて、貸駐車場となっているためです。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5番委員です。 農地区分は、第3種農地でございます。申請地の位置でございますけれども、重富郵便局から北へ約150mの位置でございます。現況といたしまして、申請のとおり駐車場となつて約25年程経過していると認められ、周囲の現況といたしまして東が国道、西が水路、南が水路、北が雑種地でございます。非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、既に舗装されて25年が経過しており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はございません。現地調査委員としましては承

議 長 委 員	認意見であります。 終わります。 これより、議案第7号、非農地証明願の1番から5番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長 委 員	それではお諮りいたします。議案第7号、非農地証明願の1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第7号、非農地証明願の1番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
————— 議案第8号 —————	
議 長 事務局	次に、日程第10 議案第8号、農地あっせん申出（貸付 希望）についてを議題に供します。 1番から2番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第8号 農地あっせん申出（貸付 希望）についてご説明いたします。総会資料は23ページでございます。今月の申請につきましては2件となっております。参考資料につきましては、88ページと89ページになりますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番をご説明いたします。 内容につきましては、貸付です。土地の所在は木津志字園田〇〇番〇、田、352㎡です。申請人は鹿児島市在住の〇〇、希望貸付期間と小作料は農業委員会一任となっています。 続きまして、2番をご説明いたします。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町久末字平田〇〇番〇、田、971㎡です。申請人は鹿児島市在住の〇〇、希望貸付期間は農業委員会一任、希望小作料のほうは無償となっています。 以上、議案第8号の説明を終わります。
議 長 委 員	事務局の説明が終わりました。議案第8号、1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」

議 長	それではお諮りいたします。 議案第8号、農地あっせん申出（貸付 希望）の1番から2番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第8号、農地あっせん申出（貸付 希望）の1番から2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号 農地あっせん申出（貸付 希望）についての、 1番については9番委員、 2番については18番委員にお願いしたいと思います。
委 員	「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
————— 議案第9号 —————	
議 長	次に、日程第11 議案第9号、農地あっせん申出（借受 希望）についてを議題に供します。 1番から2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第9号 農地あっせん申出（借受 希望）についてご説明いたします。総会資料は24ページでございます。申請につきましては、2件となっております。参考資料につきましては90ページからとなりますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番をご説明いたします。 内容につきましては、借受です。申請者は寺師在住の〇〇。希望地区は、寺師、住吉、中津野、永瀬、豊留、深水、蒲生町下久徳を希望しております。希望面積は2,000㎡の畑で、露地野菜を予定しています。希望期間は3年から5年、希望小作料は10アール当たり、始良地区は9,800円、蒲生地区のほうは9,700円となっております。

議 長	続きまして、2番をご説明いたします。 内容につきましては、借受です。申請者は東餅田在住の〇〇。希望地区は東餅田を希望しておりまして、希望面積は500㎡の畑で、こちらも露地野菜を予定しています。希望期間は3年、小作料のほうは標準額となっています。 以上、議案第9号の説明を終わります。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第9号、農地あっせん申出（借受 希望）の1番から2番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第9号、農地あっせん申出（借受 希望）の1番から2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第9号 農地あっせん申出（借受 希望）の1番については2番推進委員、4番推進委員、11番推進委員 2番については1番委員にお願いしたいと思います。
委 員	「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
議 長	————— 議案第10号 ————— 次に、日程第12 議案第10号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、議案第10号 農地の利用状況調査に係る非農地決定について、ご説明いたします。資料は25ページに各地区毎の非農地決定しようとする面積と筆数について、26ページから37ページに各筆の情報を記載しておりますので、審議の参考にしてください。本案件につきましては7月から8月に実施いたしました農地の利用状況調査の結果、農地に値しないB分類と判定された農地を対象といたしまして、委員の皆様方に12月に確定調査をしていただきましたが、その際、非農地と判断された農地について、非農地設定するものです。 それでは、資料の25ページをご覧ください。非農地決定集計表についてご説明いたします。今回、非農地として決定しようとする農地につきましては、市全体で223筆の167, 285㎡です。うち農振農用地は37筆の26, 628㎡です。地区毎の内訳といたしましては、始良地区内の全体が74筆の51, 455㎡、うち農振農用地が9筆の7, 555㎡、加治木地区の全体が、51筆の33, 896㎡、うち農振農用地が15筆の9, 964㎡、蒲生地区の全体が、98筆の81, 934㎡、うち農振農用地が13筆の9, 109㎡となります。なお、地目区分の田畑別の面積、筆数につきましては、お目通しのうえ、ご確認ください。 続きまして、資料の26ページをご覧ください。各1筆毎に所在地、地目、登記面積、農振別、登記名義人の氏名及び住所と調査時の現況を37ページまで記載しております。なお、登記名義人の住所欄、ナンバー15番のところを見ていただきたいと思うんですが、住所欄のほう空白の方がおられます。こういった方はですね、故人の方であって未相続農地と、所有者不明になっている筆になりますので、ご了承してください。農振別欄につきましては、農の文字につきましては農振農用区域を表しております。その他の、他の文字につきましては、農用地区域を除く農振地域、いわゆる白地を表わしております。31ページのナンバー101にありますように、外他の文字につきましては、都市計画区域内であって、農振地域ではないことを表しております。 次に調査現況欄につきましては、非農地確定調査時に皆様方に現況を判断していただいた状況を記しております。なお、今回、非農地として決定しようとする、農地の223筆につきましては、対象となる筆の現況はもとより、近隣の農地の利用状況や今後、対象地が耕作の用に供されるかどうか等、総合的に判断し、非農地とされておりますので、それを踏まえて、ご審議ください。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第10号、1番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	[質疑なし]

議 長		それではお諮りいたします。 議案第 10 号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についての 1 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第 10 号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についての 1 番については、原案のとおり決定いたしました。
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に日程第 13、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 資料の 2 ページをご覧ください。13 番につきましては、1 号議案の 14 番にて利用権の設定がなされましたので、今回で終了となります。続きまして、3 ページをご覧ください。3 ページの 36 番ですが、こちらの方につきましても、1 号議案の 23 番にて利用権の設定がなされましたので、今回で終了となります。 以上で報告を終わります。
議 長		あっせん委員の皆さんから、何か報告等はございませんか。
	委 員	報告なし（あっせん委員の報告）
議 長		ただいまの、事務局からの報告について、発言のある方は挙手を願います。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————
議 長		次に日程第 14、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。1 月は 12 件が提出されております。内容につきましては、別紙の合意解約の 1 月分を、後ほどご確認ください。

議 長	以上で報告を終わります。 ただ今の事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので これで終わります。 ————— その他 —————
議 長	それでは日程第 15、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委 員	「発言なし」
議 長	ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
事務局	連絡事項 ○ 2月の総会の議案について（農地取得の下限面積） ○ 作業グループ毎の活動実績について ○ 利用権設定の合意解約について
委 員	○ 初午祭への協力について
議 長	ほかにありませんか。 それでは以上をもちまして、平成30年度 第10回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕
事務局	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____